

赤い羽根共同募金
令和4年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業
広域福祉活動支援事業 取扱要領

1. 助成対象団体について

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等の民間の団体で、県内に拠点をおき活動するものとし、特にその法人格は問わない。

原則、広域(県域または複数市町域等)で活動される団体を対象とするが、県内では見られないような先駆的かつ開拓的な活動であり、その効果が他地域にも波及することが期待できるものについては、活動域がひとつの市町であっても対象とする。

2. 助成対象事業について

(1) 対象事業は、次のとおりとする。

- ①社会福祉課題などの様々な地域課題の解決に向けて新たに取り組む事業
- ②新たな取り組みを育成し、定着させることで地域の課題解決が期待できる事業(事業立ち上げから概ね3年以内の事業)
- ③現在取り組んでいる事業を課題解決に向けたより良い活動へと見直しを図る事業
- ④周年時期に実施する特別な事業等

(2) 対象経費については、次のとおりとする。

- ・講師謝金 ・交通費 ・材料費 ・印刷費 ・通信費 ・活動資材購入費
- ・その他滋賀県共同募金(以下、「本会」という。)会長が必要と認める経費

(3) 対象外経費については、次のとおりとする。

- ・ボランティア、団体の役職員への謝金交通費 ・全国大会、研修会への参加費 ・会議、打合せ時の飲食費 ・継続発行する機関誌、広報誌に関する費用については、原則、対象外とする。

※ボランティア、団体の役職員の謝金等が、今回の新規事業の立上げに際し必要であり助成を希望する場合は、説明資料を添付することとする。

(4) 同一事業に対する助成は最大3年までとする。

(5) その他、本会会長が必要と認めた事業

3. 助成額について

助成額は、対象事業費の3/4を助成するものとし、助成限度額は50万円とする。

4. 事業の実施について

助成対象事業は、助成決定通知日(令和4年9月予定)以降の事業着手とし、令和6年3月31日までに完了するものとする。(助成金の請求は事業完了後、かつ令和5年1月1日以降とする。)

5. 赤い羽根共同募金の明示について

赤い羽根共同募金は、その「使いみち」について、広く理解と共感を得ることが大切であり、そのためには、その助成事業の内容を寄付者や多くの住民に知っていただく必要がある。

こうしたことを踏まえ、事業を実施するにあたっては、必ず「赤い羽根共同募金の助成事業」であることを明示するとともに、ホームページや会報等により広報することとする。

6. 申請について

- (1) 別に定める『令和4年度「滋賀の町を良くするしくみ」助成事業申請書』を本会事務局に郵送する。
- (2) 申請は1団体1事業とする。
- (3) 申請書の提出期限は令和4年5月末までに本会に必着とする。

7. 助成金の決定について

- (1) 助成金は、配分委員会等の審議を経て本会が決定し、助成決定者に対し通知する。申請多数の場合は、過去の受配状況も考慮する。
- (2) 必要に応じて、配分委員会委員によるヒアリング・現場確認の実施、また申請者にプレゼンテーションの実施を求める場合がある。

8. その他

本助成事業の決定を受けた者は、本会が定める「助成事業実施の手引き(事務必携)」に基づき、適正な事業の実施と手続きを行うこととする。

9. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 大津市京町四丁目3番28号(滋賀県厚生会館内)

TEL 077-522-4304 FAX 077-522-4375

E-mail: info@shiga-akaihane.org HP: <http://www.shiga-akaihane.org/>